

平成 29 年度

「地域防犯灯維持管理費補助金」 申請の手引

(自治会町内会・地区連合町内会用)

～重要なお知らせ～

地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱の改正に伴い、平成 29 年 4 月 1 日から地域活動推進費補助金及び地域防犯灯維持管理費補助金の申請に係る様式が変更となります。

手続きの際には新しい様式を使用していただきますようご注意ください。

*主な改正点

- 自治会町内会等が所有及び維持管理する防犯灯について、横浜市の防犯灯と区別するため、名称を「地域防犯灯」としました。

※この補助事業は、平成 29 年度予算案が横浜市会において議決されることを条件として実施します。

平成 29 年 3 月

港北区役所 地域振興課

TEL : 540-2234 FAX : 540-2245

市民局 地域防犯支援課

TEL : 671-3709 FAX : 664-0734



地域のコミュニケーションを大切に。

申請手続き

1 趣旨

自治会町内会等が行う地域防犯灯維持管理費についての補助金を交付することにより、街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図ることを目的とします。

2 補助対象

- (1) 補助対象となる地域防犯灯は、平成29年4月1日現在設置されており、夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、公衆の用に供する道路を照明するために設置されたLEDの照明灯で、設置に係る基準等が横浜市防犯灯設置基準（平成29年2月24日市地防第555号）第3条第1号から第4号までの規定を満たすもののうち、次に示すどちらかとなります。

ア 自治会町内会等が所有し、かつ、維持管理しているもの

イ 自治会町内会等の所有となっていない照明灯でアの地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたもの

※ イの補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。）

横浜市防犯灯設置基準（抜粋）

（設置等の基準）

第3条 防犯灯の設置等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- (2) 灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- (3) 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

● よくあるお問い合わせ ●

- Q. 平成 28 年度に鋼管ポール LED 防犯灯 E S C O 事業で LED 化された鋼管ポール防犯灯はどうなりますか？
- A. E S C O 事業で LED 化された防犯灯は、平成 29 年 4 月 1 日から横浜市が電気料金の支払いを含め、維持管理を行うため、維持管理費補助金の申請はできません。
- Q. 要綱の改正により、これまでに補助を受けてきた蛍光灯防犯灯や水銀灯は補助金交付の対象外となりますか？
- A. 要綱改正前に補助を受けているものについては、照明の種類にかかわらず、これまで通り交付可能です。

(2) 次の照明灯は、補助対象となりません。

- ア 横浜市が設置した防犯灯
- イ 集合住宅（アパートやマンション等）の敷地内等で、専ら居住者が使用する通路を照らしている照明
- ウ 公園灯
- エ 足元灯
- オ 駐車場、駐輪場等の照明
- カ ネオンサイン等の装飾を目的とした照明
- キ 商店街灯

※一定の要件を満たす場合は、商店街が所有する商店街灯の電気料金への補助を行っています。詳細は、経済局商業振興課「安全・安心な商店街づくり事業」担当へご相談ください。

横浜市経済局商業振興課

電話：671-2569 FAX：664-9533

3 補助金額

1灯につき、年額 2,200円（上限）

※補助金額は、照明の明るさ（10W・20W・40W・100Wなど）に関わらず、1灯あたり 年額 2,200円 となります。（※予算の範囲内とします。）

4 申請書類

手続きについては、例年通りのまま、変更はありません。

自治会町内会によっては、維持管理する地域防犯灯が大幅に減ったことにより、「まとめ契約」から「単独契約」に移行していることがあるため、手続きに使用する書類が変更となる場合があります。

【地域防犯灯がない場合】 →申請手続きはありません。

ESCO 事業での交換工事等により、すべての防犯灯がLED化され、横浜市の管理となり、自治会町内会等で管理する地域防犯灯がなくなった場合は、防犯灯維持管理費補助金の申請手続きはありません。

自治会町内会等で管理していた防犯灯がすべて横浜市の管理になったにもかかわらず、5月以降も東京電力エナジーパートナー株式会社から電気料金の請求が来てしまっている場合には、東京電力エナジーパートナー株式会社へ、お問い合わせください。

【地域防犯灯がある場合】 →次ページで申請に必要な書類をご確認ください。

鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業でLED化された防犯灯の横浜市への名義変更は4月1日ですが、検針日の関係で、「4月分の電気料金等領収証」「4月分の電気料金集約分内訳表」には名義変更前の灯数が記載されます。

そのため、平成29年度は「5月分の電気料金等領収証」「5月分の電気料金集約分内訳表」等での申請にご協力をお願いいたします。

なお、4月分の書類で手続きをされる場合には、「4月分の電気料金等集約分内訳表」から、ESCO事業及び市の直営工事を実施された交換数・撤去数を差し引いてご申請ください。

※従量電灯の契約をしている地域防犯灯についてはESCO事業の対象ではないため、例年通り4月分の書類で申請をお願いいたします。

自治会町内会が引き続き管理を行う地域防犯灯の数と、東京電力エナジーパートナー株式会社との契約灯数が一致していることを確認してから申請をお願いいたします。

数に相違がある場合には、東京電力エナジーパートナー株式会社にお問い合わせください。

【地域防犯灯がある場合】

契約方法により、次の書類が必要となります。

◆【共通で必要となる書類】

- ・「平成 29 年度 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書」(p.7.参照)

◆【公衆街路灯契約の場合】

一般的な防犯灯の契約は「公衆街路灯」の契約になります。東京電力エナジーパートナー株式会社との契約（支払）方法及び所有する防犯灯の契約内容によって、必要な書類が異なりますので、下記の表でご確認ください。

平成 29 年度は「5月分の電気料金等領収証」「5月分の電気料金集約分内訳表」等での申請にご協力をお願いいたします。

		5月以降の防犯灯の契約内容	
		まとめ契約の場合 (地域防犯灯を複数所有している場合)	単独契約の場合 地域防犯灯が1灯のみ、または 接続した鋼管ポールが1列のみの場合 ※原則、集約分内訳表が発行されません
契約（支払い）方法	一括前払い契約	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気料金等領収証」（直近）のコピー、又は「お客さまへのお知らせ」のコピー ・「電気料金集約分内訳表」（5月分）の合計数の記載がある最終頁のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気料金等領収証」（直近）のコピー、又は「お客さまへのお知らせ」のコピー ・鋼管ポールが接続していて補助対象が複数灯ある場合には、位置図を添付してください。 ・補助対象が1灯しかない場合は、そのまま「1灯」で申請となります。
	月払い	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気料金等領収証」（5月分）のコピー ・「電気料金集約分内訳表」（5月分）の合計数の記載がある最終頁のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する地域防犯灯の「電気料金等領収証」（5月分）のコピー

「電気料金等領収証」「お客さまへのお知らせ」「電気料金集約分内訳表」の見本は p.8～10 です。

「電気料金集約分内訳表」からの灯数の数え方は p.10 にあります。

<上に当てはまらない場合>

- ・地域防犯灯の領収証が複数ある場合は、必要書類のコピー全てを添付してください。
- ・東京電力エナジーパートナー(株)よりその他の書類が届いた場合は区の担当者へご相談ください。

<公衆街路灯契約で、4月分の書類を使用して申請する場合>

4月分の書類に記載されている灯数から、「平成28年度 鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業 工事結果報告」の「工事内容」欄を確認して、ESCO 事業により自治会町内会の所有ではなくなった防犯灯の数を引いていただく必要があります。

【計算方法】

集約分内訳表の灯数の合計 - 工事結果報告「工事内容：交換」数 = 申請灯数*

※自治会町内会が引き続き管理を行う地域防犯灯の数と、申請灯数が一致していることを確認してください。

【平成28年度 鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業 工事結果報告】

(H29年3月に会長様宛にお送りしています)

〇〇区							平成29年2月28日
<p>平成28年度 鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業 工事結果報告</p> <p>〇〇〇〇〇自治会様</p>							
申請書 通し番号	管理番号	柱の種類	電柱番号	NTT番号	工事内容	備考	
1	2	AP 1001	鋼管ポール		—	交換	LED化済み 29年度からは維持管理費補助金の対象ではありません
2	3	AP 1002	鋼管ポール		—	交換	LED化済み 29年度からは維持管理費補助金の対象ではありません
3	4	AP 2	東電本柱	道念 1230	—	移設	LED化済み 29年度からは維持管理費補助金の対象ではありません
4	5	AP 9	東電小柱	道念 809A	—	移設	LED化済み 29年度からは維持管理費補助金の対象ではありません
5	6	AP 13	NTT柱		木村支右3/4	移設	LED化済み 29年度からは維持管理費補助金の対象ではありません
6	8	AP 1006	鋼管ポール		—	交換	LED化済み 29年度からは維持管理費補助金の対象ではありません
7	9	AP 1007	鋼管ポール		—	交換(契約なし)	LED化済み 29年度からは維持管理費補助金の対象ではありません
8	7	AP 3	東電小柱		—	—	LED化済み 他の自治会申請でLED化済み (維持管理費補助金の請求はできません)
9	1				—	—	LED化できませんでした 承諾書なし
10	10				—	—	LED化できませんでした 自治会所有でない
11	11				—	—	LED化できませんでした 他の自治会申請でLED化済み
12	12				—	—	LED化できませんでした ポール不良

※「工事内容」欄について

- 交換…通常の交換工事であるため、4月分の集約分内訳表に含まれています。
- 移設…電柱への移設です。鋼管ポールの契約は原則廃止が完了しています。
- 交換（契約なし）…交換は実施しましたが、自治会町内会と東京電力エナジーパートナー(株)間の契約がなかったため、電気料金の差し引きに影響しません。

◆【従量電灯契約の場合】

主に、集合住宅等の外周部分を照明している照明灯（アパートやマンションなどの照明）が従量電灯契約になっています。

ESCO 事業の対象ではないため、例年通り4月分の書類で申請をお願いいたします。

- 電気料金等領収証（4月分）のコピー
- 電気料金集約分内訳表（4月分）の合計数の記載がある最終頁のコピー
- 地域防犯灯位置図

※従量電灯契約では防犯灯の灯数が契約上現れてこないこと、補助対象となるものとならないものの契約が混在しているため、位置図で補助対象となる地域防犯灯数を特定する必要があります。

- 自治会町内会等の所有となっていない照明灯で地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたものについては、集合住宅の管理組合等と自治会町内会等の間で取り交わした書類（覚書・総会資料など）

<新たに補助申請をする場合>

- p.1 の概要をご確認の上、区役所の担当者へご相談ください。
- 補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。

5 提出期限・提出先

(1) 提出期限：**平成29年6月30日（金）**

手続きが遅れると補助金が交付できない可能性がありますのでご了承ください。

(2) 提出先：**港北区役所 地域振興課** TEL:540-2234 FAX:540-2245

参 考

1 補助金交付申請書の記入について（地域防犯灯維持管理費補助金部分）

第1号様式（地域活動推進費補助金交付要綱第5条）
第1号様式（地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱第5条第1項）

平成29年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費 補助金交付申請書

平成 年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者）所在地

団体名

代表者名

（自 署）

※記名の場合は押印（スタンプ印は不可）

平成29年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額 _____ 円
《積算内訳》別添収支予算書のとおり

申請にあたっての確認事項

平成 年4月1日現在の加入世帯数は _____ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 ** , ** * 円
《積算内訳》
（地域防犯灯数）（補助単価） （申請金額）

__ 灯 × @ 2, 2 0 0 円 = ** , ** * 円

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

（2）地域防犯灯維持管理費補助金関係

- ①自治会町内会等の支払名義の地域防犯灯電気料金等領収証の写し、又は支払証明書の写し
 - ②自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し
 - ③その他区長が必要とする書類
- ※①と②は電気事業者が発行したものです。

防犯灯の「灯数」と「申請金額」を記入してください。

2 「電気料金等領収証」、「お客さまへのお知らせ」について

(1) 領収証を紛失等した場合は、東京電力エナジーパートナー(株)に再発行の手続きをしてください。(有料)

手続きをすると「支払証明書」が発行されますので、申請書に添付してください。

再発行にかかる手数料は、金額によって異なります。必ず東京電力エナジーパートナー(株)へお問い合わせください。

領収金額	～5万円未満	5万円～100万円	100万円～200万円
手数料(参考)	400円	600円	800円

(2) 一括前払契約をしている場合は、「お客さまへのお知らせ」の写しの添付でも構いません。

(3) 一括前払契約をされていて、「前回の前払金過払額」欄の金額が、今回請求される前払金の金額を超える場合、領収証が発行されません。その場合は、「お客さまへのお知らせ」の写しを添付してください。

(電気料金等領収証)

電気料金等領収証
毎度ご利用いただきありがとうございます

〇〇〇〇〇自治会様

年	月	分	金額
29	5		12,345 円
うち消費税等相当額			(587円)

領収させていたいただきました。左記金額を口座振替により、

号
号
町内会様
XXXXXXXXXX

地区番号 02 お客様番号 22032-20323-0-0

ご契約名義 〇〇〇〇〇町内会様
ご使用 横浜市 〇〇区
場所 〇〇町 〇丁目
〇番(地) 号
棟号

ご契約種別	*****	ご使用期間	月 日 ~ 月 日
ご契約	*****	ご使用量	振替月日
*****	*****	うち夜間ご使用量	月 日
*****	*****	kw/h	

金融機関名	口座番号	口座名義
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX

戸数	力率	通電制御型	割引率	割引対象機器容量
				kVA kVA
		5時間通電		通電制御型
ご契約	*****	*****	*****	*****
定額負荷設備	10W	20W	40W	60W
				100W
				その他
				機器

(お知らせ)
○本状にてお読みましてご不明な点がございましたら、左記の「お客様番号」をお申し添えのうえ、表記のお問い合わせ先までご連絡ください。

単独契約の場合は、この欄で灯数が確認できる場合があります。

「お客さま番号」です。

契約者の名義欄です。(自治会町内会やその代表者)

772(代)
株式会社

・ご請求金額に付随する送料金相当額の目安については、当社ホームページをご覧ください。(作成場所 千代田区内幸)

(お客さまへのお知らせ)

(作成日：平成29年〇月〇日)

お客さまへのお知らせ

毎度お引き立ていただきありがとうございます。
さて、お客さまの一括前払契約における前払金のご請求につきまして、
下記の通りお知らせいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

記

ご使用場所 横浜市 〇〇区〇〇町〇-〇

ご契約名義 〇〇〇〇町内会 様

契約者の名義です。

1. 前払対象の期間 平成29年4月分から平成30年3月分まで

2. ご請求する前払金(a+b-c) 12,345 円

<前払金額の内訳>

1. の前払対象期間に相当する前払金 ※100円未満切り捨てです。(a)	12,345	円
前回の前払金不足額計 (b)		円
前回の前払金過払額計 (c)		円

(b)の内訳は、次のとおりです。

年 月 分	不足分の電気料金	うち消費税等相当額
年 月分	円	円
年 月分	円	円
年 月分	円	円
計	円	円

3. 前金払をご請求するお客さまのご指定口座

金融機関名	店舗コード	口座番号
〇〇〇銀行	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
口座ご名義	〇〇〇〇自治会 様	

4. 前払金の口座振替日 平成29年〇月〇〇日

5. 前払金のお支払期限日 平成29年〇月〇〇日

※ 前払金がお客さまのご指定口座から4. の口座振替日に引き落
た場合は、一括前払契約を解約させていただきますので、あらかじ
さい。

(解約後の1年間は再加入できませんので、ご注意ください。)

お客さま番号です。

お客さま番号 701(02)22032-20323-0-00

※ 複数の需給契約を一括でお支払いいただいているお客さまは代表の番号です。

〇ご不明な点がございましたら、右記の
お問い合わせ先までご連絡ください。

〇このお知らせは、電気料金領収証では
ございません。

東京電力エナジーパートナー株式会社
事業所コード(〇〇〇)
お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇(代)

3 「電気料金集約分内訳表」について

- (1) まとめ契約をしている契約者に、東京電力エナジーパートナー(株)から発行される書類です。この内訳表から、申請灯数を確認します。
- (2) 一括前払契約をしている場合は、「電気料金集約分内訳表」(5月分)の発行を東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンターに依頼してください。(無料)
- (3) 内訳表の種別欄が「1」の場合は、電気料金を使用電力量によって算出する「従量電灯」の区分です。従量電灯から補助申請する場合は、防犯灯の位置図を作成し、灯数がわかるよう、申請してください。
- (4) 現地の防犯灯数と集約分内訳表の防犯灯数が一致しない場合は東京電力エナジーパートナー(株)と相談していただき、灯数を確定してから補助金を申請してください。

平成29年5月分 電気料金集約分内訳表												店番	701	1項	1							
ご契約名義	管理番号	地区番号	新お客さま番号(翌日より適用) お客さま番号	種別	電力量区分										金額 (円)							
					10W	20W	40W	60W	100W	200W	300W	400W	500W	その他								
〇〇〇〇〇〇	〇〇	02	06809 - 98765 - 5 - 00	0	1																	
〇〇〇〇〇〇	〇〇	02	22032 - 20323 - 0 - 00	0																		
〇〇〇〇〇〇	〇〇	02	22359 - 98753 - 6 - 00	0																		
〇〇〇〇〇〇	〇〇	02	94593 - 38329 - 5 - 00	0																		
〇〇〇〇〇〇	〇〇	02	23849 - 43029 - 3 - 00	0	1																	
	様																					
	様																					
	様																					
231-0000 ヨコハマシ	〇〇ク																					
〇〇	〇																					
〇-																						
定額電灯の台数		ご契約口数		10W	20W	40W	60W	100W	200W	300W	400W	500W										
5		1				5	2															
地区番号		お客さま番号		合計		精算		合計		一括前払		合計		金額		振替予定		年月日				
02		22032 - 20323 - 0 - 00		円		円		円		円		円		12,345		月		日				

各欄を合計します。
例: 1(10W)+5(40W)+2(60W)=8(灯数)

代表の「お客さま番号」は
電気料金等領収証と同じ番号になります。

4 契約区分について

20Wの蛍光灯防犯灯は、電気料金区分では「20Wをこえ40Wまで」の区分に該当します。そのため、電気料金集約分内訳表では、40W欄に灯数が記載されます。

区 分	集約分内訳表	備 考
10Wまで	10W	LED灯など
20Wまで	20W	LED灯など
20Wをこえ40Wまで	40W	蛍光灯など
40Wをこえ60Wまで	60W	水銀灯など
60Wをこえ100Wまで	100W	水銀灯など
100Wをこえ100Wごとに	200W	水銀灯など

5 東京電力エナジーパートナー(株)への問合せについて

自治会町内会長等の交代による名義変更の手続きや、東京電力エナジーパートナー(株)が発行している書類(電気料金等領収証・電気料金集約分内訳表)の再発行やお問い合わせ、契約方法の変更、現地の地域防犯灯数と電気料金集約分内訳表等の地域防犯灯数の相違などについては、東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンターにお問い合わせください。

◇東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター神奈川(第一)

横浜市内(泉区、戸塚区、栄区、港南区の一部を除く)

電話番号:0120-99-5772

※0120番号をご利用にならない場合 045-394-2176(有料)

◇東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター神奈川(第二)

泉区、戸塚区、栄区、港南区の一部

電話番号:0120-99-5776

※0120番号をご利用にならない場合 046-408-5996(有料)

〔受付時間:月曜日~土曜日(休祝日を除く)9時~17時〕

6 Q&A

Q. まとめ契約とは?

A. まとめ契約とは、防犯灯一灯一灯についている「お客様番号」を一つの番号で管理する契約です。単独で一灯一灯支払う電気料金を、まとめて支払うことができます。

Q. 一括前払い契約とは?

A. 一括前払契約には、半年と一年の契約があり、それぞれの期間分の電気料金を先に一括して支払う契約となります。電気料金の値下げや値上がりがあった際には、期限終了後、精算されます。また、一括前払契約の一年契約では、毎月の電気料金が防犯灯1灯あたり最大10.8円安くなります。

Q 「平成28年度 鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業 工事結果報告」とは?

A. 平成29年3月末頃、自治会町内会ごと、自治会町内会長様宛に、鋼管ポールLED防犯灯ESCO事業で交換実施した防犯灯及び申請していただいた防犯灯のうち工事ができなかった

ものなどについて、リスト化して配付いたします。

4月分の書類を使用して維持管理費補助金の申請を行う場合には必ずご参照ください。

Q. 自治会町内会が設置したLED 防犯灯を市に移管できますか

A. 既に工事済みの地域防犯灯の移管はできませんが、これから設置する場合は事前に市民局と協議することにより「自治会町内会からの寄附」や「宅地開発業者からの寄附」という形で移管できる場合があります。市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

主な仕様：LED 防犯灯（10W）で横浜市の基準を満たしている、電柱共架タイプのもの。

7 防犯灯の維持管理について

(1) 横浜市が設置した防犯灯について

横浜市が設置したLED 防犯灯（ESCO 事業で設置した防犯灯を含む）については、電気料金の支払いや故障時の修繕などの管理は横浜市が直接行っておりますが、故障の発見及び連絡など、日常の見守りにつきましても、引き続き自治会町内会の皆様のご協力をお願いいたします。

***防犯灯の故障等を発見された際は、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。**

港北区地域振興課 電話045-540-2234

市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

***お知らせいただきたいこと**

①管理番号（黄色のプレート・銀色のシールに記載されている番号です。※次ページ参照）



管理番号が不明な際には、電柱番号・住所・目標物などをお知らせください。

②不具合の内容（「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」等）

③不具合発生の時期（気づいた日）、及び時間帯

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています。</p> 	<p>ポール本体に黄色のプレートまたは銀色のシールが付いています。</p> 
	<p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

(2) 自治会町内会等が所有及び維持管理する地域防犯灯について

電気料金の支払い及び故障時の対応は引き続き、自治会町内会等で行っていただきます。

(3) 垂れていたり、切れている電線を見つけたら

鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや、切断しているのを見つけたときは、**大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンターにご連絡ください。**

横浜市の防犯灯の場合は、カスタマーセンターに管理番号もお伝えください。

東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター 停電・設備に関するお問い合わせ

電話番号：0120-995-007

※0120 番号をご利用にならない場合は 電話番号：03-6375-9803 (有料)